

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成7年3月31日
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、福井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年福井市条例第4号)(当該条例の規定に基づき定められた規則、規程及び細則を含む。)を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
(福井坂井地区広域市町村圏事務組合の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の廃止)
- 2 福井坂井地区広域市町村圏事務組合の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和45年条例第9号)は廃止する。